

酸素濃縮器運用スキーム

令和5年7月7日
感染症医療確保課 企画・医療体制G

医療機関（医師）が自宅や施設で療養中の患者に酸素濃縮器が必要なのか判断する。

医療機関（医師）から県へ電話で配送依頼の連絡をする

県から業者へ配送依頼の連絡をする（LINE or Phone）

連絡を受けた業者1は
コロナ対応在庫を利用する

① 在庫あり
業者1は配送後県に報告する
（LINE or Phone）

業者1に在庫が無い場合は
対応出来る業者2へ連絡

② 在庫あり
業者2は配送後県に報告する
（LINE or Phone）

在庫があった業者は
医療機関（医師）と連絡を
とりながら対応する

NO

【配送依頼の注意事項！】

電話で県へ依頼する際には、次の情報を伝えて下さい。

（共通事項）

- 医療機関名
- 医師名
- 電話番号

（施設の場合）※共通事項を含む

- 1、施設名と住所、及び施設の担当者名
 - 2、施設連絡先（電話番号、携帯番号）
- ※ 施設において、酸素濃縮器を別の患者に継続使用する場合は
カニューレ等の交換が必要になります。また、機器を2台接続
して、酸素量を増やす場合は別途で接続器具が必要になります。
いずれも別途購入となりますので、業者にご相談下さい。

（在宅療養の場合）※共通事項を含む

- 1、配送先の住所、療養者名（緊急連絡先のご家族）、在宅診療機関
 - 2、対応する在宅診療機関、又はご家族の連絡先（電話番号、携帯番号）
- ※1. 業者配送は玄関先等の**屋外への置き配**です。在宅診療の方、
又はご家族に屋外での受け取りをお願いします。
また、屋内への機器設置は**在宅診療の方、又はご家族**に対応
をお願いします。
- ※2. 使用後の機器回収の際には、機器表面消毒等を行うため、ご家族
の協力が必要になります。事前に配送の際、お伝えください。

回収手順

使用者側は、業者に連絡して業者の指示のもと患者宅、又は施設等で機器外面をアルコール等で消毒し、ビニールで密封してウイルスの影響のない部屋に一定期間保管する。

使用者側は、保管期間を終えたら業者に連絡し、屋外（玄関前など）を引き渡し場所として業者に回収させる。

業者は、回収機器を消毒、清掃等の各社基準で整備して再利用出来る状態にする。整備済み機器はコロナ専用在庫として管理し、県にLINEで報告する。

医科診療報酬点数表関係規程

○ 医科診療報酬点数表 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料より抜粋

1 在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合

(1)C103 在宅酸素療法指導管理料	
① チアノーゼ型先天性心疾患の場合	520点
② その他の場合	2400点

2 更に酸素ボンベ等を使用した場合

(1)C157 酸素ボンベ加算		いずれか1つ 算定可能
① 携帯用酸素ボンベ	880点	
② 1以外の酸素ボンベ	3950点	
(2)C158 酸素濃縮装置加算	4000点	
(3)C159 液化酸素装置加算		
① 設置型液化酸素装置	3970点	
② 携帯型液化酸素装置	880点	
(4)C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算	291点	
(5)C171 在宅酸素療法材料加算		
① チアノーゼ型先天性心疾患の場合	780点	
② その他の場合	100点	

※新型コロナウイルス感染症に係る対応である旨及び在宅酸素療法が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載が必要。